

令和8年度佐賀県農業大学校特定建物・建築設備定期点検業務 仕様書

1) 業 務 名 : 令和8年度農業大学校特定建物・建築設備定期点検業務

(1) 業務場所 : 佐賀市川副町南里1088

(2) 委託概要 : 建築基準法に基づく定期点検調査

2) 業務の目的

農業大学校の一部施設は、建築基準法第8条により建築物の敷地、構造及び建築設備について常時適法な状態に維持することが努力義務となっている。さらに、建築基準法第12条第2項及び第4項に該当する当校の施設については、定期点検を確実に実施し適正な維持管理を行う必要がある。

3) 総則

(1) 実施要領

本業務の実施に当たっては本仕様書によるほか、佐賀県県土整備部建築住宅課施設整備室作成「県有施設の定期点検マニュアル（令和8年1月改訂）」及び関連法規等に準拠する。

(2) 点検実施資格者

上記点検マニュアルに記載のとおり

(3) 点検項目

【建築物】平成20年国土交通省 告示第282号

- ① 敷地及び地盤
- ② 建築物の外部
- ③ 屋上及び屋根
- ④ 建築物の内部
- ⑤ 避難施設等
- ⑥ その他

【建築設備】平成20年国土交通省 告示第285号

- ① 換気設備
- ② 排煙設備

③ 非常用の照明装置

④ 給排水設備

【防火設備】平成28年国土交通省 告示第723号

① 防火扉

4) 成果品

(1) 佐賀県定期調査報告書

県有施設定期点検マニュアル点検様式による。

5) その他

(1) 打合せ等

調査員は、以下の区切りにおいて打合せを行うものとする。

①業務着手時

②業務中間時 1 回

③業務完了時

(2) 疑義が生じた場合の対応について

疑義が生じた場合は、速やかに協議しなければならない。

(3) 業務計画書の提出について

業務計画書には着手前打合せの結果、現地状況等を踏まえた調査の方法、安全対策、解析方法等について十分に検討して詳細を示すものとする。

6) 契約期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）まで

7) 施設の平面図及び調査箇所

特定建物調査対象建物一覧のとおり